

図書館の思い出

現代中国学部教授 三好 章

小学生の頃、住んでいた家から歩いて15分ほどの所に県立図書館があった。そこは、小学生以下とそれ以上に閲覧室が分けられ、児童図書館はすべて開架だった。そのため、どんな本でも手にとってみることができ、家にはない本を見るには絶好の環境だった。もちろん、父や母が本を買い与えてくれたりしたことはあったし、その記憶もまた鮮明である。エンリコ フェルミやミチューリンの名を、ある意味、未整理の状態で頭の中に入れ込み、研究という仕事をする人、がいることを知ったのは、父からもらった小学生向け科学ノンフィクションの本からであったし、ガリバルディやピカソの名前も伝記の本からいつの間にかなじんでいった。しかし、毎月欲しいだけ本を買ってもらえるわけではなかったし、学校の図書館の本にはあまり興味を惹かれなかったこともあり、地方都市とはいえ少くとも県庁所在地の県立図書館の閲覧室に初めて入った時、まるで本が無尽蔵にあるように思え、休館日の月曜を除いては、ほとんど毎日通っていた。

そこで見たたり読んだりした本は、自分がまだまだ幼かった頃でもあり、いかにも小学生向けの図解説明中心の科学図鑑類や、写真がたくさん掲載されている世界の地理紀行など、今でいうビジュアルなものが多かった。それらを通じて、火星旅行や原子力の平和利用、北欧の国々など、小学生にとっての非日常世界をかいま見ることができた。それらが自分のささやかな好奇心を、とても刺激してくれたことを覚えている。もっとも、原子力の平和利用の一例として、ハリケーンの中心部に原爆を投下して消滅させるやり方とか、

北極海の海水を中央アジアの乾燥地帯まで引き込むために多くの核爆弾で大地を切り開くなど、いま考えると何とも危なっかしいプランが多数出ていたことを覚えている。とはいえ、これらは人類の無限の未来を無邪気に信じられた高度成長期の日本を象徴もしていたように思えてならない。また、外国といえばアメリカのイメージが強烈だった1960年代、ヨーロッパ世界というアメリカと似てはいても、別の雰囲気を漂わせた世界が存在することを、写真などを通じて初めて感じた。つまり、図書館は好奇心を満足させてくれるところであり、未知の世界への入口でもあった。本が沢山あることで生じるにおい、つまり「書香」がそこにあったのだが、当たり前ながら小学生の頭の中にそんな言葉が浮かぶはずはなかった。

さて、小学生向けの閲覧室で初めて出会った本たちのうち、現在まで時折読み返し、というのは自宅の書棚に大切な蔵書として収めているものを紹介したい。まず、チャベックの『長い長いお医者さんの話』。チャベックは、現在、岩波文庫に古典的SFである『山椒魚戦争』が収録されており、どちらかというところシニカルな作家のように思われているかもしれない。かれの生まれ育ったチェコは、ハプスブルク帝国の統治下、19世紀後半以降急速に工業化をとげ、一時は一緒に一つの国家を形成していたスロヴァキアが農業国のみであるのに対し、プラハを中心に都市化が進んでいったこと、それを背景にカフカのような20世紀的作家が生まれたことは周知のことであろう。チャベックもまた、そうしたバックグラウンドの中で作家活動を始め

たのだが、その中に童話集がある。とは言っても、『長い長いお医者さんの話』ではチャベックの同時代人が主人公として、あるいは語り手として登場する。なにしろ、のどに果物の種が詰まって声が出なくなってしまう魔法使いの治療にいったお医者さんが語るあれこれ、深夜の郵便局で封書をトランプにして遊ぶ郵便屋さんの小さな妖精、その妖精と話をしているうちに差出人も宛先も書いていないのに、一番心がこもった手紙を配達するハメになった本物の郵便屋さんなどなど。最近はやりの「都市伝説」などという、味気なく、ざらついた言葉では表せない情緒溢れる近代の都市が書き込まれている。初めてこの本を読んだ時、どこか不思議な感覚が溢れているように思えた。それは、日常の中に非日常を見つけ出し、あるいは日常と非日常の合間に漂うはかなさを含んだ浮遊感を感じたからだろうか。単なる現実逃避ではなく、現実に向かい合う中から、そこに人間の持つ優しさ美しさが描かれていることを、子供ながらに思っていたからであろうか。

成長するにつれ、当然のようにチャベックの童話を読むことはなくなった。ところが、修論を書いていた頃、いまはなくなってしまった池袋の芳林堂書店で偶然チャベックのお医者さんに再会した。まだモンブランで原稿用紙のマス目を埋めていた時代である。右手が疲れたことを口実に、本当はなかなか先に議論が進まなかったからだが、行きつけの芳林堂にゆき、児童書のコーナーをうろついているとそこにチャベックの本があった。思わず手に取り、そのままレジへ行き、四畳半の下宿で一息に読んでしまった。鬱陶しい気持ち晴れ、気持ちも和らいだことを覚えている。ただし、その後すぐにインクが減った、というわけではなかったが。

もう一つ、図書館で巡り会った大切な人物がドリトル先生である。チャベックの『お医者さん』が中野好夫なら、こちらは井伏鱒二

の名訳である。とはいえ、そんなことは小学生には何の関係もなかった。それより、ドリトル先生シリーズのしゃれた装幀の楽しさ、ところどころに挿入されているカラーの挿絵、なによりふとっちょのドリトル先生の姿に惹かれたようだ。「研究者」などという言葉は知るよしもなかったが、「学者」という存在を初めて知ったと言ってもいいかもしれない。何しろ、常人には理解の外であろう動物の言葉を研究し、それを操って動物たちの危機を救い、バツに乗って月に旅行し、巨大な泥亀との対話でノアの洪水の状況を聞き出したり、といったあんばいなのであるから。アームチェア スタディとは一線を画した実践的な姿に、とこの歳になると総括してしまう悪い癖が染みついてしまっているが、興味津々、毎月新しい巻が図書館に入るのが待ち遠しく、カウンターの司書の先生に頼んで、最初に借り出すことに成功していたのであった。

ドリトル先生の助手であるトミー スタビーズが、当時の自分に一番年齢に近い設定であったせいか親近感を持って読んだが、そのころはネコ肉屋のマッシュマッグなどの存在をよく理解することはできなかつたし、そもそもヴィクトリア朝イギリスの繁栄の中の孤独をドリトル先生が象徴していることなど、感じ取るよしもなかった。一般的な変人としての学者の姿がドリトル先生であるように思えたし、そうしたドリトル先生の様子が、ちょっとへそ曲がり、ほかの子供と同じことをするのが好きではなかつた小学生には、好ましく感じられたのである。

大人になってから、研究会（きちんとした歴史研究の集まり）で何人かのドリトル先生のファンに会うことがあった。そのうちの一人から、研究会終了後の酒席でドリトル先生は菜食主義者なのか、との問いかけがあった。そんなことは考えたこともなかつたので驚いたが、よくよく考えてみるとドリトル先生の

好物の一つが牛のステーキであったこと、魚を口にしていたことも思い出した。これは矛盾なのか、それとも……。とまれ、単純な動物愛護の作品などではない深さが、ドリトル先生シリーズにはある。

就職して最初のボーナスで、ドリトル先生シリーズを12冊セットで買った。初めて読んだ時のワクワクする気持ちが、本を手にするるとよみがえってきた。この12冊は、チャペックのお医者さんと一緒に、いまでも自宅の書棚に鎮座している。

なお、エディ マーフィの演ずる映画のドリトル先生は、ロフティングの作品とは別物。見ている分には、面白いが……。

あちこちの図書館で、このほかにも多くの本に出会ってきた。仕事で図書館を使うようになってからは、専門の歴史書がどうして

も中心になるものの、愛大のような開架式の図書館では本の森の冒険をしたくなる。その時は、目的の本探しがだんだん意識から遠ざかっていって、そこにいるだけで楽しくなってしまう自分がいる。本探しと、本を読むことが自己目的化されていくのがよくわかる。自分の家でも、探しているはずの本が見つからない時、探しながらほかの本に目がいってしまい、結局別の本を引っ張り出して読んでいることがよくある。それが、元々探していた本と何の関係もないことは、しょっちゅうである。本に触れていれば、それでウキウキしてくる。仕事の道具としての本でも、なで回したりページをさすったり。辞書などは、手になじんでくると親しい友人のようだ。そうした自分の本たちとは別に、図書館が冒険の場所であることは、いまでも変わりがない。

図書館でのコピーについて Q&A

著作権法とのかかわりで制限があります

Q. 図書館にはコピー機があるのに、なぜノート等のコピーはできないのですか？

A. 図書館にコピー機があるのは著作権法により図書館資料のコピーが認められているからです。持込み資料やノート用にコピー機を設置していません。

Q. 全文をコピーしたいのですが…

A. 図書の全文コピーは原則不可です。著作物全体の半分以下が許可されます。例えば200ページの単行本の小説であれば100ページまではコピーが許されます。

Q. 雑誌・大学の紀要・新聞は、コピーできますか？

A. ● 雑誌・大学の紀要は次号が発行されれば、個々の著作物の全文コピーが許可されます。

● 当日の新聞のコピーは認められません。

著作権法（図書館等における複製）

第31条 図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この条において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

1 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部）の複製物を一人につき一部提供する場合

2 <以下略>